

令和6年12月2日以後新たに健康保険証が発行されなくなることに伴う措置及び 雇用保険手続きに係る電子申請などについて

<資格確認書について>

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録(マイナポータルで登録できます)したマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という)で医療機関等を受診する仕組みに移行することになっています。

現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日(ただし、後期高齢者医療保険加入者は令和7年7月31日)まで使用することができますが、同日前に、退職等により健康保険に係る資格を喪失した場合は、その時までとなりますのでご注意ください。また、マイナンバーカードをお持ちでないなどマイナ保険証を利用することができない状況にある場合には、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。この「資格確認書」は現行の健康保険証の有効期限が切れる前までに無償で申請によらずに届けられるとのことでした。

なお、「資格確認書」については、令和6年12月2日以後使用(公開)されることになる新様式「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」及び「健康保険 被扶養者(異動)届/国民年金 第3号被保険者関係届」に「資格確認書発行要否」欄が新たに設けられることになっていますので、新たに被保険者や被扶養者になる場合で資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」にを入れることで、当該届出内容に基づき、協会けんぽから「資格確認書」が発行されます。下記画像ご参照下さい。

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '被保険者資格取得届' (Insurance Enrollment Form) and the right is '健康保険 被扶養者(異動)届/国民年金 第3号被保険者関係届' (Health Insurance Dependent/Third-Party Insurance Relationship Form). Both forms have a red box highlighting the '資格確認書発行要否' (Qualification Confirmation Document Issuance Required) field, which is checked with a red 'X'.

※ 日本年金機構ホームページより引用

※ その他、「[健康保険証は12月2日以降新たに発行されなくなります\(高齢者向け\)](#)」及び「[健康保険証は12月2日以降新たに発行されなくなります\(配慮が必要方向け\)](#)」とするリーフレットが厚生労働省ホームページに公開されています。ご参照下さい。

<代理人から個人番号(マイナンバー)の提供を受ける場合の代理権等の確認について>

協会けんぽが社会保険労務士等の代理人から被保険者のマイナンバーを記入した申請書等の提供を受けるときは、番号法施行規則に基づき、代理人の「代理権の確認」と「身元(実存)の確認」が必要となっていますが、令和6年12月2日以後の健康保険証廃止に伴い、健康保険証の記号番号に代えて個人番号を記載した申請書等の提出が増加することが想定されることを踏まえ、代理権等の確認については、下記の通りになる旨協会けんぽから全国社会保険労務士会連合会を通じ各社会保険労務士に対して徹底するよう依頼がありましたので、同日以後に、協会けんぽが受け付けた申請書等に被保険者本人がマイナンバーを記入していた場合には、下記の通りの確認書類が必要になるとのことです。

① 代理権の確認を行うための書類※1

- ・委任状(任意代理人の場合)

なお、様式は任意です。ただし、社会保険労務士が代理する場合であって、申請書等の「社会保険労務士の提出代行者名記入欄」にゴム印の押印や入力等で記載がある場合には、委任状は必要ありません。例として、「健康保険 傷病手当金 支給申請書」の1枚目にある「社会保険労務士の提出代行者名記入欄」を示します。

- ・戸籍謄本等(法定代理人の場合)

② 代理人の身元(実存)確認を行うための書類

社会保険労務士証票の写し、代理人のマイナンバーカード(表面)の写し、運転免許証の写し、パスポートの写しその他官公署が発行する写真付き身分証明書の写しのいずれか1点

③ 被保険者本人の番号確認を行うための書類

被保険者のマイナンバーカード(裏面)の写し、通知カードの写し、被保険者のマイナンバーが記載された住民票か住民票記載事項証明書のいずれか1点

※1 社会保険労務士が代理する場合を例として、その代理をする形態である「提出代行」そのものは、申請書等を本人に代わって協会けんぽなどの「個人番号利用事務(行政機関等が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務※2)実施者」に提出する行為を指すものとなります。従って、事業主から委託を受けて行う社会保険労務士が「個人番号関係事務実施者」として個人番号を扱うこととなる限定的な事務(これを「個人番号関係事務」と言います。番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務※3)を行う場合は別にして、「提出代行」そのものは「個人番号関係事務」に該当しないこととなり、その場合には、「個人番号利用事務実施者」たる協会けんぽなどが上記①と②の書類をもって代理権等の確認を実施する必要があります。

※2 当該事務に関しては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の5ページにある「第2 用語の定義等⑩」をご確認下さい。

※3 当該事務に関しては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の5ページにある「第2 用語の定義等⑪」をご確認下さい。

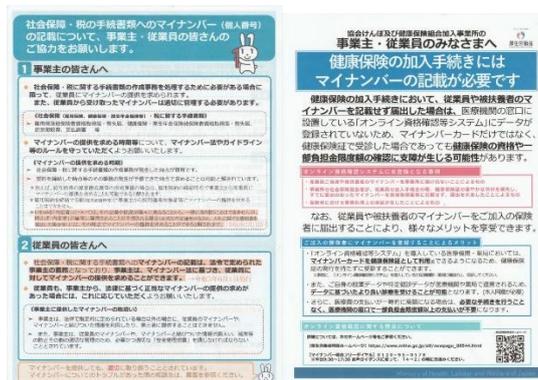
当該事務(※3)に関しては、下記のものがその主な対象になります。

- 健康保険法第48条
被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項
- 厚生年金保険法第27条
被保険者(被保険者であった70歳以上の使用される者を含む)の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項
- 雇用保険法第7条
事業主がその雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことその他厚生労働省令で定める事項

<健康保険法施行規則等の一部改正について—個人番号の記載義務—>

健康保険法施行規則等の一部改正に伴い、令和5年6月1日からは、事業主は資格取得の事実があった日から5日以内に、個人番号を記載した「健康保険 被保険者資格取得届」を日本年金機構又は健康保険組合に提出しなければならない旨規定(下記画像の「健康保険法施行規則等の一部改正について」に記載されている健康保険法施行規則(抄)第24条第1項第5号)(義務化)されました。また、被保険者が被扶養者を有するときは、「健康保険 被保険者資格取得届」に「健康保険 被扶養者(異動)届」を添付しなければならないとされています(下記画像の「健康保険法施行規則等の一部改正について」に記載されている健康保険法施行規則(抄)第24条第3項—弊職が挿入)。ということは、「健康保険 被扶養者(異動)届」にも個人番号の記載義務が生じることになります。従って、これら提出に際しては、当該個人番号の記載義務を履行する前提として、厳格な本人確認が求められることになり、事業主は「個人番号関係事務実施者」であると位置付けられるわけです。



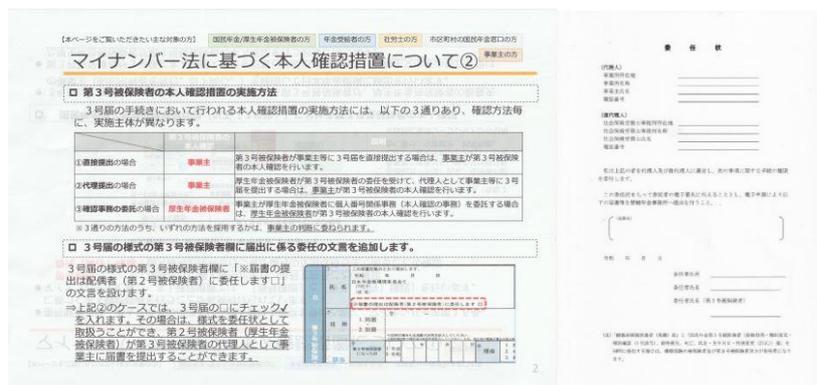


※ いずれも厚生労働省ホームページより引用

<「健康保険 被扶養者(異動)届」と同時に「国民年金 第3号被保険者関係届」を提出する場合について>

「健康保険 被扶養者(異動)届」と同時に、「国民年金 第3号被保険者(従業員等である第2号被保険者、つまり厚生年金保険被保険者の配偶者)関係届」(PDFは[こちら](#)から)を提出する場合には本来、当該第3号被保険者本人が直接、従業員等の勤務先である事業主に個人番号を提出することになりますが、一般的には、厚生年金保険被保険者を通じて個人番号を提出することになるものと思われます。その場合、厚生年金保険被保険者は配偶者である第3号被保険者の代理人として提出することになり、よって配偶者である第3号被保険者からの委任状が必要になります。しかし、そのような手間を省くためにも、「国民年金 第3号被保険者関係届」にある第3号被保険者の氏名欄には、「第3号被保険者関係届の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□」にを付することで、委任状の添付を省略することができるよう便宜が図られています。なお、上記いずれの場合も、「本人確認」は事業主が行うこととなります。さらに、事業主が厚生年金保険被保険者に「本人確認」を委託する場合もあり、その場合は厚生年金保険被保険者が自身の配偶者の「本人確認」を行うこととなります。

※ 参考までに、日本年金機構ホームページから引用した「マイナンバー法に基づく本人確認措置について②」とするリーフレットを掲載しておきます。ご参照下さい。



<社会保険労務士等が事業主の提出代行を電子申請により行う場合について>

事業主と社会保険労務士等との間に提出代行関係があることを証明できるもの(「**提出代行に関する証明書**」(PDF 添付)※)を添付することをもって事業主の電子署名を不要とし、社会保険労務士等の電子署名のみで電子申請が可能となります。

※ これは、事業主が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、事業主による記名押印等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できるものとなります(電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを社会保険労務士等が証明した旨が余白などにおいて記載された「提出代行契約の契約書」でももちろん構いません)。それらを具備したものが下記のものとなります。

提出代行に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所所在地 _____

○社会保険労務士事務所名称 _____

○社会保険労務士氏名 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 _____

○事業所名称 _____

○事業主氏名 _____

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____
---------------------------	---

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付(表面)
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

G ビズ ID による提出の場合は、
社会保険労務士証票コピー貼付(裏面)
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

そして、[G ビズ ID](https://gbiz-id.go.jp/top/)(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)による提出の場合又は労働基準関係手続きが提出される場合には、「社会保険労務士証票」の写しが下方貼付面(左側)(当該証票裏面に記載がある場合には、当該裏面についてもその写しが下方貼付面(右側))に貼付されることが要件となります。ただし、社会保険労務士等が別に「電子証明書(弊職が

保有するセコムパスポート for G-ID（社会保険労務士電子証明書など）」を取得している場合には、当該貼付は不要となります。

<雇用保険関係手続きに係る確認書等について>

・「記載内容に関する確認書」/「提出代行(申請等)に関する同意書」(各々PDF 添付)⇒別紙に詳細

被保険者が事業主を経由して提出する申請書等については、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨の「記載内容に関する確認書」/「提出代行(申請等)に関する同意書」を添付することで、被保険者の電子署名に代えることができます。また、社会保険労務士等が事業主の提出代行者である場合で、事業主と社会保険労務士等との間に提出代行関係があることを証明できる「提出代行に関する証明書」があることで、事業主の電子署名にも代えることができ、社会保険労務士等の電子署名のみで電子申請が可能となります。それらを具備したものが下記のものとなります。

The image displays four PDF forms arranged in a 2x2 grid. Each form is a document for confirmation and consent regarding insurance procedures. The top-left form is titled '記載内容に関する確認書 提出代行に関する同意書' (Confirmation of Content and Consent for Submission by Proxy) and includes fields for business name, address, and owner name, along with checkboxes for consent and a section for the insured person's name and ID number. The top-right form is titled '記載内容に関する確認書 申請等に関する同意書 (高年勤続雇用継続給付用)' (Confirmation of Content and Consent for Application etc. (High-Year Continuous Employment Continuation Benefit)) and includes checkboxes for consent regarding high-year continuous employment continuation benefits, with fields for business name, owner name, and representative name. The bottom-left form is titled '記載内容に関する確認書 申請等に関する同意書 (育児休業給付用)' (Confirmation of Content and Consent for Application etc. (Childcare Leave Benefit)) and includes checkboxes for consent regarding childcare leave benefits, with fields for business name, owner name, and representative name. The bottom-right form is titled '記載内容に関する確認書 申請等に関する同意書 (介護休業給付用)' (Confirmation of Content and Consent for Application etc. (Nursing Care Leave Benefit)) and includes checkboxes for consent regarding nursing care leave benefits, with fields for business name, owner name, and representative name. All forms include a date field and a signature line.

・「離職証明書の記載内容に関する確認書」

事業主が提出することになる「離職証明書」については、離職理由以外の記載内容を被保険者自身が確認し、離職理由についての被保険者自身による異議の有無を記載した「離職証明書の記載内容に関する確認書」(PDF 添付)を添付することで、被保険者の電子署名に代えることができます。また、社会保険労務士等が事業主の提出代行者である場合で、事業主と社会保険労務士等との間に提出代行関係があることを証明できる「提出代行に関する証明書」があることで、事業主の電子署名にも代えることができ、社会保険労務士等の電子署名のみで電子申請が可能となります。それらを具備したものが下記のものとなります。

書類提出用印代行出題

社 員 等 印 書

離職証明書の記載内容に関する確認書

令和 年 月 日

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。

異議あり 異議なし

○離職年月日 令和 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____

○雇用保険被保険者番号 [] - [] - []

以上

<「確認書類の照合省略に係る申出書」について>

社会保険労務士等が関与(受託)する事業所(委託事業所)に係る下記手続一覧に示す手続を行うに際しても、様々な確認書類の添付(いわゆる添付書類)が求められますが、それら確認書類の照合省略を希望する社会保険労務士等は、所属社会保険労務士会を通じ管轄労働局に対し申出を行い、管轄労働局がこの申出に対し照合省略が可能な社会保険労務士等と判断して承認すれば、全国の公共職業安定所に対する申請等についても照合省略が可能となります。その際の申出に当たって使用するのが「確認書類の照合省略に係る申出書」という書面になります。弊職も、管轄労働局(兵庫労働局)より、「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出(通知)」(平成29年2月9日付)をもって、下記の手続一覧に示す手続を電子申請により行う場合には、確認書類の照合が省略できることとなっています。なお、平成30年2月前までは、所属社会保険労務士会を通じての管轄労働局に対する申出制度というものが存在せず、各社会保険労務士等が個々に管轄労働局に対してはもちろん、それ以外の近隣府県の労働局に対しても申出を行っておりました。

なお、当該申出は社会保険労務士等以外に、事業主及び労働保険事務組合についても申出ができることになっています(厚生労働省ホームページにおいて公表されている「業務取扱要領(雇用保険適用関係第16から第24まで)」をご参照下さい)。

(照合省略の対象となる手続一覧)

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (2) 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- (3) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- (4) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- (5) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- (6) 高年齢再就職給付金の支給申請
- (7) 育児休業給付(出生時育児休業給付金及び育児休業給付金)の支給申請
- (8) 介護休業給付金の支給申請

なお、(1)に添付される離職証明書※については、⑦(離職理由欄)を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

(照合省略の対象となる書類)

- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届に添付される離職証明書 → 離職証明書の⑧欄から⑫欄までの各欄に係る確認書類
- ・ 高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)支給申請書 → 被保険者が雇用されていることの実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類
- ・ 育児休業給付(出生時育児休業給付金・育児休業給付金)支給申請書 → 賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類
- ・ 介護休業給付(介護休業給付金)支給申請書 → 出勤・休業の状態が確認できる書類、賃金

の支払状況を確認できる書類

なお、従前から、上記 8 種類の申請等以外に、

- ① 雇用保険被保険者資格取得届(「業務取扱要領(雇用保険適用関係_資格取得届の受理)」)
- ② 雇用保険被保険者転勤届(「業務取扱要領(雇用保険適用関係_転勤の届出)」)
- ③ 雇用保険被保険者氏名変更届(「業務取扱要領(雇用保険適用関係_被保険者氏名変更の届出)」)⇒別紙をご確認下さい。
- ④ 雇用保険事業主事業所各種変更届(「業務取扱要領(雇用保険適用関係_事業主事業所各種変更届の提出等)」)

についても照合省略が可能(実際に、「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出(通知)」(平成 29 年 2 月 9 日付)の中で示された(手続一覧)に含まれておりましたが)、公共職業安定所長がその届出内容について精査する必要があると判断する場合は照合省略不可になるといった事情により、現行の 8 種類に限定されているようです。詳細については、厚生労働省ホームページにおいて公表されている「業務取扱要領」をご参照下さい。上記①から④までにつき、各々にリンク先を貼り付けています。

- ① ⇒社会保険労務士から、社会保険労務士法第 17 条に規定する審査事項の付記がなされた届出書が提出された場合で、「届出期限を著しく徒過(原則として雇入れ日から 6 か月超)した届出」「著しい不整合がある届出」である場合など公共職業安定所長がその届出内容について精査する必要があると判断する場合を除き、確認書類の添付を省略することができるかとされています。
- ② ⇒公共職業安定所長がその届出内容について精査する必要があると判断する場合を除き、確認書類の添付を省略することができるかとされています。
- ③ ⇒②に同じ。
- ④ ⇒②に同じ。

※ 「**離職証明書**」は 3 枚綴りの複写式です。1 枚目が事業主控え、2 枚目がハローワーク提出用、3 枚目が離職者に交付する「離職票-2」となります。雇用主がこの 3 枚綴りの「離職証明書」を「雇用保険被保険者資格喪失届」に添付してハローワークに提出することで、離職票、つまり「**離職票-1**」と「**離職票-2**」が事業主を經由して離職者に交付されることとなります。

<労働保険年度更新に係るアクセスコードを用いた電子申請について>

「アクセスコード」とは、労働保険年度更新にあたり、事業主宛に送付される紙媒体の労働保険概算・確定保険料申告書の宛先労働局の右隣に印字される **8桁の英数字**であり、労働保険概算・確定保険料申告書の電子申請に際し、労働保険番号と「アクセスコード」を入力すると、事業の基本的な情報が入力された状態で申請データの作成等ができるものです。これにより、「アクセスコード」に「暗証番号(パスワード)」としての役割を与えています。

そして、この場合には、**事業主様から下記画像にある通りの「委任状」(弊職作成分)を社会保険労務士宛ご提出いただくこと**で、**事業主様の電子署名が省略できること**になります。

また、「アクセスコード」を利用した労働保険年度更新手続には「提出代行に関する証明書」の添付は不要で、しかも、「一括有期事業報告書等」を添付する手続も含まれ、利便性が高まっています。是非ご利用下さい。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード*」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、労働保険番号と「アクセスコード*」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

P8~P10に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

なお、e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

【受付時間】
 4月~6月~7月:平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)
 5月~8月から3月:平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)



【電子申請よくある質問】

Q1. 電子申請で手紙をしましたが、入力誤り(入力間違い)がありました。どうしたらいいのですか。
 A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手紙は不要ですので、まずは管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額の入力間違いが多いため、入力する際にはご注意ください。)

Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
 A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意です。電子申請をする際に、納付方法について自動的に「電子納付」が選択されていますが、保険料の納付は従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付(P.32及び裏表紙を参照)も可能です。

Q3. e-Govに対応した電子申請ソフトウェアにより、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
 A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。申請の混雑状況により返信に時間を要することがありますので予めご了承ください。
 なお、電子申請ソフトウェアからの申請において、労働保険番号の入力誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力間違いなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

委 任 状

(代理人)

社会保険労務士事務所所在地	神戸市北区桂木3丁目5番地の13
社会保険労務士事務所名称	石川社会保険労務士事務所
社会保険労務士氏名	石川 利人
電話番号	078-224-4782

私は上記の者を代理人に選定し、この委任状をもって、下記の申告書を管轄兵庫労働局に対し電子申請する権限を委任します。

記

令和 年度労働保険 概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書

なお、令和 年度労働保険年度更新業務を社会保険労務士石川利人に委任し、上記申告書の電子申請のために、

① 労働保険番号
 アクセスコード

② 労働保険番号
 アクセスコード

を教示するものとし、社会保険労務士石川利人が上記アクセスコードを使用して電子申請を行う場合には、事業主である私の電子署名は省略できるものとする。

令和 年 月 日

【委任者】

所在地 ○○○○○○○○○○
 名 称 ○○○○○○○○○○
 代表者 ○○○○ ○○○○ 印